

「労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）」及び「粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 4 年 9 月 7 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和4年7月8日から同年8月6日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計42件の御意見をいただき、うち40件は本件に関する御意見、残り2件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【化学物質管理専門家の要件全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定士は、測定（リスク評価）に関しては多くの知識・経験を有しているが、ばく露対策（工学的対策や適切な保護具の選択）に関する知識・経験は不足していると考え。反対に労働衛生コンサルタントや衛生工学衛生管理者は、ばく露対策に関しては多くの知識・経験を有しているが、リスク評価に関する知識・経験が不足していると考え。したがって、化学物質管理専門家として適切なアドバイスをするためには、各資格の不足を補うための追加教育の機会を設ける必要があると思うが如何。 特別則の適用除外認定申請において、所轄都道府県労働局への申請前に事業場に配属する外部の化学物質管理専門家については、諸外国と同様に化学物質管理の 	<p>化学物質管理専門家に必要な要件については、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）の報告書（令和3年7月19日公表。以下「報告書」という。）において、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。以下「労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）」という。）や衛生工学衛生管理者として実務経験を積んだ者のほか、オキュペイショナルハイジニスト等が例示されています。</p> <p>衛生工学衛生管理者については、法定の講習科目の中に、リスクアセスメントの実施を含めた労働衛生工学に関する知識、職業性疾病の管理に関する知識、労働生理に関する知識が含まれています。また、衛生工学衛生管理者は、労働者が500人を超え、かつ、有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場において選任が義務付けられるも</p>

	<p>スペシャリストでもあるオキュペイショナルハイジニストに限定すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理専門家の要件について、長い経験年数を要することとなっており、現実にそぐわないものと考え。また、元々企業に対して衛生工学衛生管理者は1名の選任義務があるが、企業では数年で人事異動があるため、化学物質管理専門家の要件を満たす実務経験を有する衛生工学衛生管理者は稀有な存在である。 ・免許等を取得しただけで、実務経験がないということも考えられるため一定年数以上の実務経験は必要と考えるものの、もう少し短い年数にし、日本作業環境測定協会等で実施される講習会（例えば、中堅作業環境測定士講習会等）を修了した者とし、必要な知識と経験を有する熟練者の選任が出来るよう検討いただきたい。 	<p>のであり、8年間の実務経験により、化学物質管理に関する知識を蓄えることができると考えています。</p> <p>労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）についても、試験科目の「労働衛生一般」の中に「化学物質の管理」や「リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置」が、「労働衛生工学」の中に「作業環境における有害因子とその影響」が含まれています。</p> <p>作業環境測定士については、試験科目の「労働衛生一般」の中に、有害要因の人体への影響が含まれており、講習科目の「労働衛生管理の実務」の中に、有害物の体内侵入の形態、有害物の量に関する指標、労働環境管理の進め方などが含まれています。また、作業環境測定結果を通知する際、作業環境の改善についても指導するケースが多いことから、実務経験により、作業環境管理の知識を一定程度蓄えることは可能であると考えています。しかし、リスクアセスメント等については追加の教育が必要と考えますので、御意見を踏まえて、8年以上その実務に従事した経験を有するものから、6年以上その実務に従事した経験を有するとともに、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したものであることを要件とするよう、修正いたします。</p>
2	<p>【実務経験の年数及び作業環境管理専門家の要件との関係について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理専門家となるための各資格者の経験年数をどのような判断に基づいて決定したのかご教示いただきたい。 ・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和4年5月31日付け基発0531第9号)で示された作業環境管理専門家となるための各資格者の経験年数の要件に対して、化学物質管理専門家となるための各資格者の経験年数は2年間上乘せされている。この算定の理由をご教示いただきたい。 	<p>化学物質管理専門家に必要な要件については、検討会において化学物質管理の専門家として、最低限5年間の実務経験が必要であるとする考えの下、報告書上労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上その業務に従事した経験を有する者、衛生工学衛生管理者として8年以上の実務経験を積んだ者等が例示されています。</p> <p>また、同報告書において、作業環境管理専門家の要件は、職務の範囲が作業環境管理に限定されていることから、作業環境管理専門家に必要な実務経験については、化学物質管理専門家の要件からそれぞれ、2年間減じた年</p>

		<p>数を実務経験の年数とし、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)については3年以上、衛生工学衛生管理者については6年以上とされています。</p> <p>これらを踏まえ、本告示案では、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)の実務経験を5年以上とし、また、同コンサルタントの受験資格として、労働衛生工学衛生管理者又は作業環境測定士として3年間の実務要件を課していることに鑑み、労働衛生工学衛生管理者又は作業環境測定士については、8年以上の実務経験を求めていたものです。また、作業環境管理専門家の要件は、報告書のとおり化学物質管理専門家の要件からそれぞれ、2年間減じた年数を実務経験の年数としています。</p>
3	<p>【労働衛生コンサルタントの要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)は難関の国家試験の合格者が登録することで取得できる資格であり、現制度では労働衛生における最高峰の国家資格に該当すると考える。対して衛生工学衛生管理者は最大5日間の講習を受講すれば取得できる資格であり、必ずしも難易度としては高いとはいえない資格である。化学物質管理専門家となるための要件として、両者の経験年数の差が3年というのは小さ過ぎるように思う。 ・労働衛生コンサルタントとしてその業務に従事した経験は4年で良いと考える。労働衛生コンサルタント試験の受験資格要件として、衛生工学衛生管理者免許を受けた者については3年以上の業務経験、作業環境測定士についてはその業務に従事した経験が3年以上必要となる。したがって、労働衛生コンサルタントに合格した時点で、例えば作業環境測定士となってから最低でも4年を経過した 	<p>化学物質管理専門家の要件につきましては、検討会において、化学物質管理の専門家として、最低限5年間の実務経験が必要であるとされたことを踏まえ、本告示案では、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)としての実務経験を5年以上とし、また、同コンサルタントの受験資格として、衛生工学衛生管理者又は作業環境測定士として3年間の実務要件を課していることに鑑み、衛生工学衛生管理者又は作業環境測定士については、8年以上の実務経験を求めたものです。</p> <p>しかし、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)の実務経験については、化学物質管理の専門家として最低限の実務経験年数である5年以上とすることとしていたところ、本告示案において資格取得後の実務経験のみを要件とする記載になっていたために、前述の労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)の受験資格の中で、3年以上の実務経験を有している衛生工学衛生管理者や作業環境測定士については、結果的に8年以上の実務経験を求める規定となっており、当初の想定よ</p>

	<p>状態になり、そこからさらに5年の実務経験を求めることは、結果として労働衛生コンサルタント資格を取得することが「化学物質管理専門家」となるのに1年以上時間がかかることになり、計算があわず好ましくないと考える。</p>	<p>りも過大な実務経験年数を定めてしまっておりまして。</p> <p>そこで、いただいた御意見を踏まえ、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）については、資格取得の前後を問わず、実務経験の年数に算入できるように、「その後5年以上労働衛生コンサルタントとしてその業務に従事した経験を有するもの」を「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの」（粉じんに関する化学物質管理者については、「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有するもの」）に修正いたします。</p> <p>また、衛生工学衛生管理者については、法定の講習科目の中に、リスクアセスメントの実施を含めた労働衛生工学に関する知識、職業性疾病の管理に関する知識、労働生理に関する知識が含まれています。さらに、衛生工学衛生管理者は、労働者が500人を超え、かつ、有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場において選任が義務付けられるものであり、8年間の実務経験により、化学物質管理に関する知識を蓄えることができると考えています。</p>
4	<p>【衛生工学衛生管理者の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生コンサルタントと作業環境測定士はどちらも相応の資格試験を経て取得する資格であるが、衛生工学衛生管理者は講習を受講し修了試験に合格すれば取得可能な資格であり、資格取得難易度が明らかに低い。したがって衛生工学衛生管理者は化学物質管理専門家から外す、もしくは、実務経験年数を15年以上とするなどが妥当と思われる。 ・労働衛生コンサルタント、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士のうち、一般的な企業では、法令上必要であることから企業の指示で資格を取得させるケースとして衛生工学衛生管理者の資格が多いと思 	<p>化学物質管理専門家に必要な要件については、報告書において、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）や衛生工学衛生管理者として実務経験を積んだ者のほか、オキュペイショナルハイジニスト等が例示されています。</p> <p>衛生工学衛生管理者については、法定の講習科目の中に、リスクアセスメントの実施を含めた労働衛生工学に関する知識、職業性疾病の管理に関する知識、労働生理に関する知識が含まれています。また、衛生工学衛生管理者は、労働者が500人を超え、かつ、有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場において選任が義務付けられるものであり、8年間の実務経験により、化学物</p>

	<p>われるが、その多くが一定の部署（安全管理）の管理職の持ち回り（年功序列）で取得させているケースが多いので、取得後に長年の業務経験を積むことがそもそも少ないと考える。したがって、化学物質管理専門家の要件として、実務経験年数が衛生工学衛生管理者の資格取得後8年以上は長く、5年位が妥当だと考える。</p>	<p>質管理に関する知識を蓄えることができると考えています。</p>
5	<p>【作業環境測定士の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定士の登録を受けたものの大多数はサンプリング及び実際の作業環境測定を行ういわゆる分析者であって、本件が期待する化学物質の危険性・有害性などにに基づきリスクアセスメントなどを活用し事業場などへの総合的なアドバイスが可能な人材は非常に限られると思われる。経験年数のみによる条件だけでなく、対象業務の内容や実績量の条件も設けることが望ましい。もしくは、化学物質管理専門家となるための座学及び実技講習を各資格の実情に応じて追加すべきと考える。 ・化学物質管理専門家の要件に「作業環境測定士として8年以上の実務経験」とあるが化学物質の知識が必要と考えられるので作業場で使用する化学物質の種類（特定化学物質、金属、有機溶剤、鉱物性粉じん）に対応する第1種作業環境測定士に限定すべきではないか。 ・化学物質管理専門家には、化学物質管理者よりも知識及び高い倫理性が求められると考えるが、『化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知、化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録、化学物質のばく露の濃度の基準、化学物質の濃度の測定方法、がん原性物質等の製造等業務従事者の記録、保護具の種類、性能、使用方法及び管理、災害発生時の措置』につい 	<p>化学物質管理専門家に必要な要件については、報告書において、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）や衛生工学衛生管理者として実務経験を積んだ者のほか、オキュペイショナルハイジニスト等が例示されています。</p> <p>作業環境測定士については、第1種、第2種を問わず、試験科目の「労働衛生一般」の中に、有害要因の人体への影響が含まれており、講習科目の「労働衛生管理の実務」の中に、有害物の体内侵入の形態、有害物の量に関する指標、労働環境管理の進め方などが含まれています。また、作業環境測定結果を通知する際、作業環境の改善についても指導するケースが多いことから、実務経験により、作業環境管理の知識を蓄えることは可能であると考えています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、リスクアセスメント等については追加の教育が必要と考えますので、作業環境測定士として8年以上その実務に従事した経験を有するものという資格要件を改め、6年以上その実務に従事した経験を有するとともに、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したものであることを要件といたします。</p>

	<p>て、作業環境測定士は未学習の分野が多く、また上記の知識、経験に大きな差があることから、化学物質管理専門家と称するために、別途講習を行う必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理専門家の要件のひとつに作業環境測定士とあるが、資格の種別（第1種・第2種）、又は第1種の場合の各号（粉じん・特化物等）の規定はあるか。第2種の資格を持ち8年以上の実務経験があれば認められるか。 	
6	<p>【作業環境測定士の実務経験について】特別則の適用除外認定申請の際の事業場専属の化学物質管理専門家に求められる要件に、作業環境測定士の場合、「作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有するもの」とある。ここでいう、「その業務」とは、「測定」の実務経験8年か。それとも、「化学物質管理」の実務経験8年か。事業場内において、作業環境測定を外部委託し、その結果の管理と改善を含む事後措置を事業場内で行っている作業環境測定士は、対象外となるか。</p>	<p>「作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有するもの」の「その業務」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第2条第4号に規定する作業環境測定の業務を指します。</p>
7	<p>【同等以上の能力を有する者について】その他に定める「同等以上の能力を有する者」との規定は、具体的にどのような要件を満たせばこれに該当するのか。また、化学物質管理専門家の要件に以下の者も追加すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の医学の知識を有する者（医師、産業医、歯科医師、産業歯科医、労働衛生コンサルタント（保健衛生）等） ・オキュペイショナルハイジニスト ・中央労働災害防止協会の特殊教育インストラクター講座修了者（粉じん作業、特定化学物質等作業主任者能力向上教育、有機溶剤業務従事者教育、局所排気装置等定期自主検査） ・化学分析職業訓練指導員 	<p>化学物質管理専門家に必要な要件については、検討会報告書において、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学や衛生工学衛生管理者として実務経験を積んだ者のほか、オキュペイショナルハイジニスト等が例示されています。</p> <p>労働衛生コンサルタント（保健衛生）については、労働衛生工学が試験科目に含まれておらず、化学物質管理専門家の主要な業務である作業環境管理やばく露防止措置といった職務を実施することが困難であるため、化学物質管理専門家の要件に含めていません。</p> <p>なお、「同等以上の能力を有すると認められる者」については、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者などを通達で定めることとしており、安全の専門家につい</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害検査職業訓練指導員 ・ 安全の専門家(労働安全コンサルタント(化学)や海外の例であれば米国認定セーフティプロフェッショナル(CSP)、CCPS Process Safety Professional Certification (CCPSC) など) ・ 一般社団法人化学物質管理士協会の化学物質管理士 	<p>ては、「同等以上の能力を有すると認められる者」として、安衛法第 82 条第 1 項の安全コンサルタント試験(試験の区分が化学であるものに限る)に合格し、安衛法第 84 条の登録を受けた者であって、5 年以上化学物質管理に係る業務に従事した経験を有するものを通達で定める予定です。</p>
8	<p>【事業場に属する化学物質管理専門家と属しない専門家について】</p> <p>事業場内における化学物質管理専門家と事業場外における化学物質管理専門家については、その資格を分けるべきである。</p>	<p>事業場に属する化学物質管理専門家及び属しない化学物質管理専門家のいずれも化学物質の管理について必要な知識及び技能を同程度有している必要があるため、同じ要件としています。</p>
9	<p>【資格要件の緩和について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質管理専門家の資格要件を現行すぐに満たす者の専任は困難であり、たとえば衛生管理者の資格を有する者において、5 日間の専門講習を受講することで化学物質管理専門家として専任できるなど、資格要件の緩和を検討いただきたい。 	<p>衛生管理者については、労働衛生工学や作業環境管理に関する項目が試験科目になく、また、実務においてもそれら業務を行うことは想定されにくいいため、追加の講習を行ったとしても、化学物質管理専門家として認めるのは困難です。</p>
10	<p>【要件を満たす者の認定について】</p> <p>本告示案第 1 号イ～ハの経験を有する者及び二の能力を有すると認められる者としての認定は誰が実施するのか。</p>	<p>化学物質管理専門家の要件を満たすかどうかについては事業者において確認していただくこととなります。なお、本告示案第 1 号二(「粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(案)」においては、第 4 号)の「イからハまでに掲げる者(前各号に掲げる者)と同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な要件については、通達でお示しする予定です。</p>
11	<p>【要件を満たすことの証明について】</p> <p>各種資格を有している者の「業務に従事した証明」は必要か。</p>	<p>化学物質管理専門家が、その要件を満たしていることを証する書面については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(令和 4 年厚生労働省令第 91 号)により改正された労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 34 条の 2 の 10 第 5 項の改善計画報告書(様式第 4 号)及び特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)第 2</p>

		条の3第2項等の適用除外認定申請書(様式第1号等)を提出する際に、添付する必要があります。
--	--	---